

岐阜県公報

第二千五百七十号
平成二十六年八月八日
(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 五二三
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 五二四
- 道路の区域変更 (道路維持課) 五二五
- 道路の供用開始 (同) 五二五

公示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業・金融課) 五一六
- 県営土地改良事業の換地処分 (農地整備課) 五一六
- 公共測量の実施 (用地課) 五一六

告示

岐阜県告示第五百一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名等
映画	背徳の海 情炎に燃れて		オーピー映画
	女体銃 カン・ウーソン/GUN WOMAN		ライ・ジョイ
	盗撮ファミリー 母娘オマ中継		オーピー映画
	婚活占い 浴衣でチャリ		オーピー映画
	巨乳天国 ナースの谷間		大蔵映画
	若妻 おつちりした肉体		新東宝映画
	NY心霊捜査官 (原題) DELIVER US FROM EVIL		ソニー・ピクチャーズ

2 指定年月日

平成26年8月8日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

付添するものであるものと認められる。

岐阜県告示第五百二二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

岐阜県厚生農業協同組合連合会

二 事業の種類

岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県関市西本郷字笹島及び同市東本郷字名無木地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県関市西本郷字笹島及び同市東本郷字名無木地内における「岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院（以下「本件病院」という。）の駐車場を拡張するものであり、法第三条第二十四号に掲げる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である岐阜県厚生農業協同組合連合会は、経営管理委員会において、本件事業の施行を決定しており、かつ、必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件病院は、中濃地域の基幹病院として、高度化・多様化する医療需要に対し、救急医療及び災害医療から健診事業までの総合的な医療を提供し、地域医療を支えている。

平成十二年に、現在の所在地である関市若草通五丁目地内へ移転して以来、施設の整備や増床に伴い、中濃地域及び周辺地域から多数の外来患者や入院患者を受け入れており、医師、看護師等の病院職員についても、年々増員しつつある。

さらに、平成二十七年には、入院医療体制の充実を図るために新棟を増築し、増床する予定であり、今後も病院利用者及び病院職員の一層の増加が見込まれている。

しかしながら、病院利用者の通院や病院職員の通勤の交通手段として、自家用車が多く利用されていることから、現在、恒常的に駐車場が不足している状況にあり、周辺道路や病院敷地内の駐車禁止区域等における駐車が発生し、道路の安全な交通及び救急車両による患者搬入の妨げになっている。

本件事業は、本件病院の駐車場を拡張するものであり、完成により、病院利用者の利便性の向上及び周辺道路の交通状況等の改善が図られるものと認められる。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地の周辺は、既に整備された農業振興地域であり、本件事業は、新たに動植物に影響を与える変化を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件病院が所在する関市は、「関市第四次総合計画」において、地域医療体制及び救急医療体制の整備促進を図るとしており、本件事業の事業計画は、これに即するものであると認められる。

また、起業地についても、申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されている。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在、本件病院の駐車場が不足していることから、周辺道路や病院敷地内の駐車禁止区域等における駐車が発生し、道路の安全な交通及び救急車両による患者搬入の妨げになっているため、できるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。

また、平成二十七年には、新棟の増築による増床が予定されており、駐車場利用者の一層の増加が見込まれている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

関市役所建設部建設総務課

岐阜県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	坂富祝加線	加茂郡坂祝町黒岩字北ノ前八六五番一地从先から同郡同町同字村前四〇一番一地从先まで	前 七〇 三・三	後 七〇 三・三	六四・〇	

岐阜県告示第五百四四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
			（メートル）		（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

一般 国道 二百五十 六号	加茂郡東白川村土字中山二 七八番一地从先から 同 郡同 村同 字下中山 二七八〇番三地从先まで	一四五〇	平成 二六・八・八	平成 二六・六・二九
------------------------	--	------	--------------	---------------

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十六年八月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十六年七月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称
NEXCO中日本開発株式会社
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地
（仮称）テラスゲート土岐
土岐市土岐ヶ丘四丁目五番三 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十七年四月一日

- 五 店舗面積
七、九六三平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
五三六台
- 七 荷さばき施設の面積
二五三平方メートル

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業下呂北部地区桜洞上段工区の換地処分を平成二十六年七月三十一日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
美濃市
- 二 作業種類
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 作業期間
平成二十六年七月二日から
同 二十七年一月十三日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

下呂市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年九月一日から

同 二十七年三月六日まで

四 作業地域

下呂市

平成二十六年八月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社